

平成 31 年 2 月 1 日

組 合 員 各 位

九 個 荘 農 業 協 同 組 合  
代表理事組合長 玉川 好裕

共済規程の一部変更について、下記のとおり平成 31 年 1 月 29 日第 10 回理事会において議決しましたので、定款第 53 条第 2 項の規定にもとづき掲示いたします。

なお、変更の内容については、今後、大阪府知事の承認を受け、効力が生ずることとなります。

#### 記

##### 1. 変更内容

自動車損害賠償責任共済について、e-JIBAI を導入することに伴い、共済規程の一部を変更する。

##### 2. 実施時期

平成 31 年 4 月 1 日

以 上